

南北朝期赤松一族の動向と赤松地区

大村 拓生

はじめに

これまで筆者は南北朝期赤松一族の動向と赤松地区について、以下の点を明らかにしてきた。^①

赤松円心が西走した足利尊氏を追討する新田義貞軍を籠城戦で食い止めたことで、従来は赤松城と呼ばれていた城郭が源氏との結びつきを象徴する白旗城と呼称されるようになった。さらに円心は則祐とともに六波羅と戦って不利な状況になった際に石清水八幡宮に誓願し寺院建立を約し、鎌倉末に播磨守護代をつとめた小串範秀と関係のあった雪村友梅を開山として法雲寺を創建した。これは守護職掌握を象徴するとともに、利生塔が営まれ鎮魂の主体にもなった。また八幡神との結びつきは白旗八幡の創建にもつながっている。

円心の後継者は長子範資だったが、観応の擾乱

と範資の死没によって三男則祐が台頭する。則祐は文和四年（一三五五）神南合戦で播磨武士を率いて足利義詮の勝利に貢献したことで、従来は備前にあった宝林寺を赤松に建立する。宝林寺は雪村開山とされ則祐との関係を継承するとともに、住持は雪村法嗣に限定し、造営は守護役として矢野荘に賦課され、則祐嫡流による護持が求められた。さらに赤松には守護屋形も整備され、則祐の遺言で「子孫擁護」と守護屋形鎮護を目的に赤松五社宮が創建された。

則祐は応安四年（一三七一）に京都で病没しており、その晩年から赤松に留守奉行がおかれ、嫡男義則も在京したため、守護代による寺社領への賦課も行われるようになる。宝林寺の造営は引き続き行われ、守護屋形も永徳元年（一三八一）に築地が整えられるなど整備され、嘉慶二年（一三八八）には義則が帰国して宝林寺供養が営まれた。

ただしその翌康応元年の義満西国遊覧を迎えるための準備が赤松から命じられた後は、宝林寺を含めて赤松からの賦課は一旦途絶えることになる。

その後は明德の乱・応永の乱・義則死没後に赤松満祐が家督継承を認められず下国した際など、軍事的緊張状態が発生した際に白旗城の整備が、応永一三年（一四〇六）に義満西国遊覧準備のための賦課が赤松から確認されるものの、平素については赤松番匠の存在が知られるのみになった。

全体の方向性については見通すことができたが、いささか円心・則祐・義則という嫡流を単純に設定したきらいがある。すでに円心次子貞範の春日部流による栖雲寺の存在に触れたように、一族の動向についても踏まえる必要があり、史料解釈に事実誤認もあった。また則祐は当然のことながら、義則についても若年のため、継承における過渡期を位置づける必要がある。

本稿では改めて則祐以来の赤松一族の動向を跡づけることで、赤松地区の位置および播磨支配の諸相について検討してみたい。

一、円心と子息の動向

まず円心期について信憑性の点でやや問題はあがるが、軍記物語『太平記』（西源院本²⁾）の記述を軸に考察する。

第五巻8で赤松律師則祐は大塔宮護良親王の十津川潜行に従った九人の一人として描かれ、第六巻6で播磨に下り護良令旨を円心に伝えている。則祐が山門僧だったことがわかる史料は他に存在しないが、とりあえずそれに従っておきたい。

その後円心は苔縄で挙兵し、第八巻1で摩耶合戦、第九巻5の六波羅を滅亡させる合戦では、信濃守範資・筑前守貞範・帥律師則祐と兄弟順に名前がみえ、一族が協力して臨んだことがわかる。なお法雲寺創建の契機となったとされる円心・則祐父子による石清水八幡宮への誓願は、後世の史料で範資・貞範を排除して嫡流を後から遡らせたものだろう³⁾。

円心が播磨守護職を召し返され、佐用荘のみを与えられたことで建武新政に不満を持ったという第一二巻4のエピソードは有名だが、建武元年

(一三三四)に赤松二郎左衛門尉範資が摂津国輪田莊地頭職を拝領していたことが知られる。⁴これも恩賞と考えられ、貞範・則祐にも独自の恩賞があった可能性がある。なお赤松二郎は戦国期まで赤松氏家督の通称で、範資がこの段階で家督だったことは間違いない。

さらに足利尊氏が独自の判断で東下し、そのまま反旗を翻したため新田義貞らが討伐に向かった箱根合戦を描いた第一四巻8には貞範の名前が単独で見える。後世の史料である「応仁記」⁵二では、東下に際して尊氏が子息一人を所望し、貞範を差し出したとある。そこまでは断言できないが、尊氏に同行したのが貞範のみだったのは恐らく事実とみてよいだろう。

それに対して円心は第一四巻11で後醍醐方の軍勢催促に従わず、逆に尊氏の命令と号して播磨武士を動員しており、播磨にいたものと思われる。また範資は同12で備前国に下り旗を挙げようとして、大蔵谷で四国・中国の兵を率いた細川定禪と合流したとあり、それまで在京していたらしい。このように三者はどれだけ連携していたかは別に

して、それぞれ別行動をとっていたことがわかる。続いて円心の赤松籠城戦が始まるが、第一六巻4によると則祐は得平秀光とともに、使者として筑紫の足利尊氏の許へ出向き早く上洛するように要請している。それに対して島津忠兼が籠城戦での軍功について、赤松雅楽助が戦場で見知したとし、円心が証判を据えている。⁶これについて「赤松雅楽助貞範」が春日部莊地頭職について、荻野一族の下知違背を訴えて、沙汰付を丹波守護仁木頼章に命じた同年の尊氏御判御教書が残されており、⁷貞範が円心とともに籠城戦に加わっていたことが確認できる。

尊氏の京都奪還後は、円心が播磨守護に、範資は摂津守護に任じられ、⁸隣国とはいえ軍事行動は別個に進められていた。市沢哲氏は、⁹建武・暦応年間に西摂丹生山を拠点とした後醍醐方の金谷経氏追討がなかなか実現しなかった要因について、播磨側からは継続的に軍事対応がなされたのに対して、摂津側は京都の防衛を優先する必要がある、摂津武士で対応しようとしたが幕府への結集が十分ではなく、兵庫・尼崎といった港湾の維持にと

どまつたためだとされる。

すなわち前述の島津忠兼は「白旗城軍勢」というユニットとして継続的に参戦しており、円心の証判のある軍忠状を残し、暦応二年（一三三九）には則祐が河原二郎とともに大將軍だったことも確認できる^⑩。それに対して範資は幕府指揮官石塔頼房とともに参戦する一方で、そのみに専念できる状況ではなかつたのである。

時期は降るが康永四年（一三四五）八月二十九日の天龍寺供養にも後陣直垂著の一人として範資の官途である赤松美作権守の名前があり^⑪、在京活動が基本だったと考えられる。またそれに続いて次郎左衛門尉が記され、範資長子光範に比定することができ、父子で在京していたことになる。ただしここにみえない円心についても、暦応五年・貞和二年（一三四六）に醍醐寺賢俊の日記に名前がみえ、同じく在京していたことが知られ、戦乱が落ち着いた段階では守護クラスは在京活動が基本だったことにあてはまる。

それに対して貞範は、『太平記』第二六卷3にみえる貞和三年の細川顕氏を大将とする河内攻め

に兄範資とともに従軍している。ただしその後は貞範が6で山名時氏に属して「摂津国・播磨両国の勢を差し添へて」住吉合戦で描かれるのに対して、範資は7で高師泰に属して四条合戦に向かつており、行動が異なっているようにみえる。恐らく貞範はすでに高齢となっていた円心の代わりとして動員に応じたもので、それぞれが率いた兵力構成は異なっていたと考えられる。貞範は康永二年（一三四三）八月に頼朝下文以下七通の文書案文を書き連ねた海老名景知の紛失状に、近隣武士の署判を受けて最後に「雅楽助貞範」として花押を据えている^⑫。これも事情は不明だが、円心の代行としての署判とみるべきだろう。

則祐についても、年末詳ながら円心が「赤松帥律師御房」に宛てた、大山崎神人が購入していた荏胡麻を中津川方百姓が抑留したのを返付し、百姓を召し進めるよう命じた文書に登場する^⑬。また貞和五年四月には、則祐（中津河律師）が飽間光泰とともに吉川孫太郎に荷担して東寺領矢野荘に乱入しようと計画していることが知られる^⑭。これらの史料はすでに前田徹氏^⑮によって検討されてお

り、佐用荘中津川を拠点として、在国活動を担っていたと考えられる。

その一方で同年八月には、赤松円心と息子の則祐・氏範が高師直のもとに参上して、足利直冬が中国勢を率いて攻め上るのを船坂・杉坂で食い止めると伝え播磨に下ったと、『太平記』第二七巻10に記される。これをどこまで信用すべきかという問題は残るが、ここに範資・貞範が登場しないのは、その後の展開を考えると示唆的である。ともあれ円心は翌年正月一日に七四歳で死没する⁽¹⁸⁾。禅宗史料に詳しい事情が記されていないのはいささか不可解だが、京都の可能性が高い。

このように円心期には法雲寺は建立されているものの、赤松地区が守護勢力の拠点として継続的に利用される状況になかったことを確認しておきたい。貞和四年分矢野荘「西方学衆方年貢散用状」⁽¹⁹⁾には「守護所殿矢野別名御向之時、雑掌用途」として一貫文が計上されているが、その実態も不明である。

二、則祐の播磨守護継承と一族

円心没後に家督を継承したのは長子範資だったが、範資の死と観応の擾乱による混乱の中で播磨守護は則祐が掌握するところとなる。この間に一時は南朝方として赤松宮を擁立するなど複雑な動きをした則祐については、前田徹氏の詳細な分析がある。屋上屋を架すことになるが、赤松地区の位置づけを中心に検討しておきたい。

観応元年（一三五〇）七月、東寺から矢野荘給主職についての要望が、則祐（中津川律師）を経由して守護範資（美作権守）に伝えられている（引付集一）。前田氏は「赤松家中や荘園現地の周辺地域における則祐の一定の影響力」を背景としてみており、妥当な見解といえよう。

さらに一〇月に足利尊氏が足利直冬討伐のため西国に進発すると、矢野荘には「赤松塀塗十八人節米」・「將軍御下向之時赤松催足使者雑事色々」・「將軍御下向之時御馬大豆并催足使者雑事色々」・「二木宿マテ將軍御下向時、守護使人々雑事」などが賦課されている（二八一）。同年一月二日「足利尊氏御判御教書」で「白旗城并國中警固」

のため一族・地頭御家人を催すよう範資に命じられており、⁽²⁰⁾塀塗も白旗城に関わるものと考えられる。ただし同年一二月二〇日「足利尊氏軍勢催促状」で後藤基景に対して「赤松帥律師」に同道するよう命じており、⁽²¹⁾播磨武士を率いていたのは則祐だったと考えられる。

これは両者が別行動をとっていたためで、翌観応二年正月一〇日に範資は義詮に従い淀大渡で戦っていたのに対し（『園太暦』同日条）、二月三日に則祐は尊氏に従い播磨武士を率いて直義方の石塔頼房が籠もる光明寺を攻撃していた（『太平記』第二九巻7）。範資は八幡から援軍を送るとの使者を出す（『同』9）、則祐はそれ以前に範資子で猶子としていた朝範とともに、光明寺を離脱して白旗城に戻ってしまったと『太平記』7には記されている。前田氏によると情勢不利と判断して西播における自己の勢力を守るためだとされ、妥当な見解といえようがそれが円心の居城だった白旗城だったのかについては、留保が必要である。

その後、尊氏軍は湊川に移動し、小清水合戦で大敗し、松岡城に籠城し自害を覚悟したという

（『太平記』第二九巻10）。何れかの段階で合流した範資もその場において、一三歳の次子直頼に対して、赤松へ帰って猶子にする約束のある則祐の保護を受けるか、僧侶になって父の後生を弔うかを持ちかけるが、直頼は切腹を願ったという。これが信用できるなら則祐の拠点として赤松が自明視されていることになるが、評価は難しい。そこに直義との和睦の成立が伝えられ自害は取りやめになるが、尊氏を「赤松の城」へ遁れさせるという案も評定で出されており、赤松が待避場所として象徴的に表現されている可能性もある。

それはともあれ、窮地を脱したはずの範資が四月八日に死没したことで、⁽²²⁾情勢はますます複雑化する。『園太暦』七月二三日条には「播州蜂起」との情報記され、これは則祐が南朝方として護良親王の遺児興良親王をかついだ行動と解釈されている。また二二日条では春日部雅楽助（貞範）ら尊氏派武将が京都を出奔したとあり、『太平記』巻三〇3では範資遺児の師範・直頼とともに播磨に向かったとある。後者については南朝と結んだ直義打倒のための作戦行動と理解されており、二

九日に義詮が播磨に向けて出陣していることから、前田氏はこの段階で則祐もその輪につながっていたと理解している。

さらに前田氏は直義とともに北国へ没落した武将の一人として「観応二年日次記」七月三〇日条⁽²³⁾にみえる赤松二郎左衛門尉について、これを範資嫡子の光範に比定している。すなわち在京していた貞範と光範は分裂して両派に属することになったことがわかる。前田氏はその背景として播磨国衆の分裂をあげており、もっともな見解だが以前からそれぞれが独自に行動していたことも踏まえる必要がある。

則祐は八月から南朝年号である正平六年を使用した文書発給を行っていることが前田氏によって明らかにされており、矢野荘には「赤松宮御所地引人夫五人粮米」が賦課され（一九二）、御所が設けられていたことも知られる。その傍らで尊氏方と南朝の仲介をすすめ、一一月三日にいわゆる正平一統が実現する。すると同月一〇日付で貞範（赤松筑前守）による安国寺領丹波国春日部荘内中山村への濫妨を停止する義詮御判御教書が発給

されている。⁽²⁴⁾『園太暦』の呼称からみても貞範の本拠は春日部で、則祐とは別個に行動していた可能性が高いと考えられる。

正平一統は翌観応三年閏二月には破綻し、則祐は尊氏方として参戦し、同年分の矢野荘散用状（二九五）には「赤松宮御登時、人夫并催促吏雑事」が賦課され、宮も播磨から追放されたことがわかる。それ以外にも九月九日の「兵庫嶋罷越粮物」など多数の費目が計上されているが、造営に関わるものは備前宝林寺と城山城のみであることが注目される。以前に論じたように宝林寺はもともと備前中山に建立されていたもので、城山城は則祐の本領と考えられる中津川ともさほど離れていない。一方で白旗城の名前がみえないのは、この段階で同じく播磨に基盤のあった貞範を無視して則祐が自由に普請をおこなえる状況でなかったとみるべきではないか。

一方で光範が署判を据えた森本基長軍忠状によると九月三〇日に「渡辺・神崎両陣合戦」があったことがわかり、⁽²⁵⁾南朝方の中心部隊との戦いに忙殺されていた。則祐も兵庫には陣を張っていたよ

うだが、やはり別個の行動であった。⁽²⁶⁾

また翌文和二年二月に足利尊氏が対山名戦と思われる美作国英多城合戦について上月源七に感状を与えているが、それを注進しているのは貞範である。⁽²⁷⁾これがいつの合戦かは明確ではないが、前年一二月から三月にかけて新田・金谷との戦闘が播磨であり、赤松四郎兵衛尉らが見知して則祐が軍忠状に証判をしていることが知られる。⁽²⁸⁾相互に何らかの連携はあったにせよ、別個に播磨武士を動員しての戦闘行動とみなすことができる。

もともと文和二年六月の山名軍・南朝による京都攻めに際しては、則祐が上洛し戦っていることが確認でき、⁽²⁹⁾同時期に上月左近将監が京都に馳せ上り忠節したことを貞範が申請しているため、⁽³⁰⁾ここでは共同行動が採られていた可能性もある。なおこれを描いた『太平記』第三二巻3で則祐弟の氏範が官方として登場しており、則祐と異なりそのまま残ったものもあった。

一方で一〇月の英多城攻めに参加した安積盛兼の軍忠状は、「筑州御発向」と貞範の軍事行動であることが明記されているが、赤松四郎兵衛尉が

見知し則祐が証判を据えている。⁽³¹⁾盛兼はそれ以前に新田・金谷との戦闘に動員されており、一時的に貞範に貸し与えられたためこのような形式になったとみなすことができる。ここから播磨武士の動員における則祐の優越性の一方で、貞範も軍事行動の主体であったことも確認しておきたい。

こうした中で則祐の地位を確立させることになったのが、文和四年（一三五五）二月の摂津神南合戦での播磨武士の活躍による足利義詮の勝利で、赤松での宝林寺の整備が円心後継としての地位を象徴するものであったことはすでに論じ、白旗城に関する賦課もそれ以後にしか確認できない。ただしそれを伝える『太平記』第三二巻12によると、義詮は鶴から出陣し、赤松一族として登場するのは則祐と当時猶子関係にあったとされる師範・直頼・範実・朝範のみで、光範・貞範は登場しない。すなわちこれを播磨守護として円心の地位継承とすることは可能だが、ストレートに家督と結びつけた点は考え直す必要がある。

まず以後の『太平記』に登場する赤松一族について確認しておく。延文四年（一三五九）一二月

に行われた足利義詮の南朝打倒のための遠征を記した第三四巻5では「赤松筑前入道世貞、同じき帥律師則祐、甥の大夫判官光範、舎弟信濃五郎直頼、同じき彦五郎範実」とあり、貞範・則祐という兄弟順で、続いて範資の子どもたちが光範を筆頭に記されており、兄貞範が最初に記される。

第三六巻6にみえる康安元年（一三六一）八月の山名氏による美作攻めの対処でも、当時美作守護だった貞範が播磨にいたため多数の城が降伏・落城したことがあるが、出兵する一族の名前は貞範が筆頭で、次が則祐となる。続いて第三四巻10で「兄弟不和の義」により興良親王とともに吉野にあつたが、親王が義詮と内通したため謀叛として討伐の対象となり、播磨に逃れたとある末弟氏範の名前があり、光範以下となり、順序は変わらぬ。第三六巻17にみえる南朝方の京都占領時も、播磨から貞範・則祐が兵庫へ、氏範が船で堺・天王寺へとあり、兄弟順に記されている。

ここに光範がみえないのは、この段階で播磨にあつた貞範・則祐に対して、在京が基本だったため、第三八巻11では光範・範実、第三九巻7で

は光範・範頭の軍事行動が単独で記されている。第四〇巻2にみえる貞治六年（一三六七）三月二十九日に実施された義詮の中殿御会参仕に供奉しているのは光範のみで、「貞治六年中殿御会記」でも同様である。その直前の三月二三日に催された「新玉津嶋社歌合」⁽³³⁾には逆に則祐の名前のみしか見えず問題は残るが、光範が京都で独自の地位を占めていたことは疑いえない。

さらに応安元年（一三六八）四月に法雲寺入寺を果たした天境靈致が義満・則祐に拈香を詠んだことを紹介したが、則祐の前に「摂州刺史」⁽³⁴⁾が対象とされていたことを完全に見落としていた。これは光範のことで、序列は則祐より上となり、光範が赤松家督との認識があつたことがうかがえるものである。また同年八月の南禅寺問題での延暦寺強訴においては、貞範が内裏上十門、則祐が多々須（糺）、光範が祇園警固に従事している⁽³⁵⁾。特にこの段階で貞範は山名氏によって美作守護を失っているにもかかわらず、独自の主体として動員されており、則祐のみが特別視されているとは言いがたいのである。

ところで一時は播磨に戻っていた氏範は応安元年閏六月には摂津中島で違乱を行うようになり、翌年九月一五日に則祐・光範が摂津に下向し、一月一〇日は中島で合戦となり氏範は天王寺に没落したという〔花宮三代記〕³⁷。前田氏は光範の摂津守護が二度にわたって解任され、赤松氏が取り戻す際にはまず則祐が確保し、光範に譲っていることから、則祐の家督としての立場を強調する。ここで摂津守護ではない則祐が追討に加わっているのも、家督として成敗権が行使されたとも考えられる。この軍事行動には後藤基利のような播磨武士も動員されており、³⁸ 実力として則祐が優越していたことは間違いないだろう。ただ応安四年の南朝攻めでも則祐・光範の出陣が確認でき、³⁹ 光範の主体性を軽視するべきではないだろう。

三、則祐室の赤松滞在と後家職権

その一方で則祐の播磨守護掌握に伴い、その妻が赤松に滞在していたことが注目される。

延文五年（一二三六〇）分から矢野荘において

「名々局雜掌」・「名々局遣之」・「名々局ヨリ被雇京上夫粮物代」・「京極御は、下向之時、於二木宿雜掌」・「湯山夫三人粮物、京極より被雇申」・「就公文職事、守護方女性方雜掌」といった費目が計上されるようになる（二五二）。京極は則祐の正妻が佐々木道誉の娘で、⁴⁰ 嫡子義則の誕生が延文三年と考えられることから、⁴¹ 彼女に比定することができる。前者は後述する「な」が署名する書状について、東寺が「赤松則祐律師後室内書案」と認識しており、⁴² 彼女に近侍していた人物であったことがわかる。

この名々局については、矢野荘代官祐尊の視点から見た伊藤俊一氏の研究があり、⁴³ 観応の擾乱で飽間氏によって押領された重藤十六名を回復するかわりに、延文四年から五年にわたって年貢の一部を納入する契約を結んだこと、その後も彼女への供応を続け、応安七年に同じく押領されていた例名公文職を回復すると、彼女の口入状を得て自ら公文職に任じられたこと、しかし永和三年（一三七七）年に名主百姓の強訴逃散を招き、近隣武士を引き入れて鎮圧を試みるが、東寺によって解

任されたことなどが明らかにされている。本稿もそれに依拠しているが、彼女を則祐の側室とみる根拠はなく、則祐室についても触れられておらず、赤松一族という視点から検討したい。

まず特筆すべきは、軍事情勢はなお緊迫しているにもかかわらず、こうした女性たちが京都・有馬温泉（湯山）と播磨を往復していたことである。また二木宿での雑掌が支出されていることから、彼女たちの播磨での滞在先が次の山里宿を経て、赤松周辺にあったとみるのが妥当で、当該期の同地の機能の一つとして親族女性の居住があったことがわかるのは重要である。さらに康安元年分に「七々局ヨリ被_レ雇_レ之、夫十二人二日役、阿賀ヨリ米持」が（二六一）、その翌貞治元年分にも「自_二七々局_一」として「城山へ具足持」・「白旗城へ具足持」・「阿賀より米持」といった軍事的支出がみられることも注目される（二六三）。同じ散用状には「自_二守護方_一」・「炭催促雑事代」・「自_二赤松弾正小弼殿_一」・「為_二屋作_一」・「被_レ雇_レ人夫」・「於_二越部陣_一」・「奉行上村并時名入道両人方へ雑掌」など主体を明記したものと、「宝林寺長夫」のように何

も記されないものが混じっている。

後者も守護からの賦課で、記載のあるなしで特に区別されているように思えず理解は難しいが、前者が賦課主体であることは疑いえない。すなわち名々局は守護方とは独立して兵糧米輸送などを命令できる存在であったことがわかる。さらに弾正小弼は氏範のことで、独自の賦課主体となるとともに屋敷が営まれたことがわかり、これも赤松周辺の可能性がある。

氏範に関する支出はこれ以外にも確認され（二七七）、名々局については毎年の散用状に名前が見える一方で、貞治二年（一三六三）分の「京極大方殿上洛時、於_二一木宿_一雑掌代」（二七二）を最後に則祐室は現地の散用状に登場しなくなる。その一方で貞治四年四月二二日に東寺学衆方は「中津川律師内房母儀在国」のため学衆方・供僧方双方で酒肴を沙汰することが決議しており（引付集二六）、散用状には五月一五日のこととして一貫文が計上されている（二八三）。娘がいないのに母親が下向してくるとは考えにくく、この頃までは在国していた可能性がある。

しかしすでに論じたように貞治五年には「守護方留守奉行」という表現がみえ(二八八)、名々局についても貞治六年に「弟坊雑掌料足」と八朔の贈答(三〇二)を最後に散用状からはみえなくなる。同年四月二日に東寺学衆方は八徳山段別三合加徴米免除に関わって、「幸守護在京」としており(引付集二八)、まだ則祐が必ず在京しているとは認識していなかったようである。しかしこの頃から在京徴証が多数確認でき、応安四年(一三七二)一月二十九日に則祐は京都で死没する(『後深心院関白記』など)。

一方その直前の一〇月四日に則祐子息が、細川頼基が南朝に攻撃された楠木正儀を支援に向かうのに同道するため上洛したという。⁴⁴一四歳の長子義則は一〇月二五日の石清水八幡宮神殿立柱上棟で造営総奉行として確認され(『花営三代記』)、それまで播磨で成長したことになる。

また同年九月二八日に名々局が東寺学衆方に二〇貫文の借用を申し出て、一〇貫文の秘計が決定されてから(引付集三二)、彼女たちと東寺とのやり取りが京都で記録されるようになる。『相生市

史』が「守護赤松義則方沙汰用途散用状」と名付けた文書は(三三三)、奉行人上村を除き、名々局・「七条大方トノ」・「西向トノ」といった応安五年から永和元年(一三七五)までの女性への支出で構成されている。

「西向トノ」については確定できなかったが、応安六年二月二八日に計上される「七条大方トノ吉祥院御参時、同雑掌」については、「学衆方評定引付」二月二七日条最後に記された「矢野方入料足事」にみえる二月二八日の「赤松故帥律師後室当寺入堂時酒肴」と対応しており(引付集三三)、則祐室が「七条大方」と呼称されていたことが判明する。則祐が「七条宿所」に居住していたことが確認でき、⁴⁵それに由来すると思われる。

この時期に集中しているのは、例名公文職回復工作と関係しているためだが、応安六年の貢馬内覧で「赤松律師跡」と表記されるように、⁴⁶当主義則が少年だったということにも起因している。前述した応安六年の「赤松則祐律師後室内書案」は矢野莊軍役免除と例名内真藏名の違乱停止を命じたもので、それを受けて二通の奉行人連署奉書が

守護代宛に発給されている。これを後に「依^三赤松大方口入^一、軍役免除書下出^レ之了^一」と理解されており、義則にかわって守護権を発動したものと⁴⁷いえる。則祐室自身が赤松に滞在し賦課主体になっていたことが前提となつて、則祐晩年から守護在京になつたという延長線上に位置するものとして評価できるだろう。

四、義則の継承と一族の動向

ただし則祐室の口入は応安六年のみで、翌永和元年九月五日に守護代宛で矢野例名の紀州発向野伏催促停止を命じた奉行人連署奉書は（三七二）、端裏書に「七条書下」と記されている。これも七条大方とみる余地もあるが、同年七月三〇日付寺社本所預所宛の守護代宇野祐頼奉書案で「為^三紀州揚柳城退治^一、七条殿発向之間、来三日罷立^一」で沙汰人・名主以下野伏を動員した文書は（三八〇一一）、全く当たらない。後者については連券案文で、その前に矢野莊例名政所殿宛の七月二五日付奉行人連署奉書案があり（三八〇一一）、正守護

殿南方在陣により人夫一人を「雇分」として沙汰するよう命じている。正守護殿を義則と理解すると、七条殿は光範に宛てるほかない。本来は則祐の宿所が七条だったはずにも関わらず、光範が七条殿と呼称されているのである。

このあたりの事情を明確にすることはできないが、範資・光範系統が後々まで七条流と呼称されており、史料解釈自体は揺るがな^いと思われ、播磨守護代宇野祐頼は光範指揮下で参戦したことがわかる。光範は応安六年で摂津守護を失うため、前田氏の評価は低い^が、その後も軍事行動の主体とされ、播磨守護代も動員できたことは確認しておきたい。則祐は光範の叔父として年齢的にも上だったため優位な地位にあつた^が、代替わりによつて逆に光範が義則を後見する立場になつたと評価することも可能^だらう。

「七条方」については、前述の永和三年の矢野莊名主百姓による強訴にからみ、張本を召し進めるよう浦上親景に命じた主体としても登場する⁴⁸。これは祐尊との関係から見て七条大方とみる可能性もある^が、何れにせよ現地への命令が義則以外

から発動されていることに変わりはない。

さらにこの強訴にからんでは春日部出羽守（赤松頭則）も登場する。頭則は貞範の後継で、応安五年二月一〇日の足利義満石清水参詣の供奉人の一人として赤松出羽守の名でみえるのが初見である（「花營三代記」）。貞範段階の動向は前述の通りで、応安二年八月日の年紀を有する佐用郡瑠璃寺梵鐘には大檀那権律師則祐と並んで沙弥世貞（貞範）の名前が見える⁴⁹。頭則についても矢野荘における大嘗会米の賦課、宍粟郡円応寺と関係を拙稿ですでに論じている。強訴においても「以赤松・春日部方并浦上等権勢、付大使、令譴責」とされ、奉行有元佐久は田所家久に対して「百姓等如元、可相隨祐尊所務、若無其儀者、可加譴責」との文書を送りつけており、⁵⁰義則とは別ルートを有していた。

永和四年一月七日の紀州発向軍勢は、「赤松藏人、同判官入道、同出羽守」と義則・光範・頭則の順で記され（「花營三代記」）、これを序列とみることも可能だが、それぞれが独立している点にも留意すべきである。もつとも光範のその後は不

明⁵¹で、康暦元年（一三七九）七月二五日の義満拝賀で布衣馬として供奉しているのは、赤松兵部少輔（義則）・赤松越後守（頭則）のみで、別に帯刀として実名不詳の赤松三郎・赤松弥五郎のみとなる（「花營三代記」）。このセット関係は明徳の乱⁵²、⁵³応永六年（一三九九）の義満御成でも確認でき、後に春日部流から満則など室町殿近習が台頭してくる要因になったものだろう。

さらに明徳三年（一三九二）八月二八日の相国寺供養帯刀には、則康・則春・則綱といった範資流の庶子たち、頼則・満則・則貞といった貞範流庶子たちの名前もみられる（『迎陽記』）。義祐・時則といった則祐庶子が随兵として播磨武士を郎党として従えているのは異なるが、かれらも室町武家社会の一員だったのである。

その一方で応永元年四月一日の東寺書下案の一節に次のようにある（引付集五五）。相国寺材木について「天下之御大事」で「無力次第」とするも、「雖然、以機嫌、七条方可申談候、先喜多野方へ被遣状候、諸事可為此人計、能々可被仰候」というのである。人名比定は困難だ

が七条方に依頼すべきだあり、別の条項に「守護方」が見えるため、七条流も交渉ルートとして存続していたことがわかる。

また取り次ぎとして登場する喜多野方は守護家の在京奉行人としてみえる能綱と考えられ、後に孫の喜多野則綱は能綱父の義綱が康安元年（一三六一）の足利春王丸を南朝が占領下京都から播磨に送り届けた功績により、成長した義満により「義」字を与えられるとともに、天神を憚って喜多野に改姓させたと伝えている。⁵⁴ 桃崎有一郎氏によると能綱もともと義綱と名乗っていて改名し、応永九年には義満の居住エリアである「北山家」を有していたことも確認でき、⁵⁵ 東寺側はその働きかけを期待したのかもしれない。

むすび―則祐流にとっての赤松地区の位置

以上、赤松円心以来の一族の動向を活動拠点に留意しながら概観してきた。

足利尊氏挙兵以後、円心・範資・貞範は別個に行動し、範資が摂津守護として在京していたのに

対し、円心は播磨守護として在国して軍事行動にあたり、情勢が安定した後は在京も、貞範・則祐は在国が基本だった。これが円心没後の観応の擾乱で在国側に有利に働き、則祐の機転もあって播磨守護を獲得し、貞範の美作守護、父範資の在京活動を継承した光範の摂津守護となった。そのなかでもっとも国内武士の掌握度が高く、また播磨守護ということで則祐が家督だと考えられているが、必ずしもそう断定できるものではなかった。

そうしたなかで則祐が播磨一国の状況を考えた際にはより利便性の高い城山城・越部守護屋形と別に、赤松地区に宝林寺の建立、守護屋形の建設などをすすめたのは、円心後継としての地位を強く意識しそれを荘厳化させるためと考えるべきだろう。妻子が居住していたものその一環といえる。

ただそれがどれだけ果たされたのかについては疑問で、円心後継の義則が少年だったため、京都での後家権の行使だけでなく、光範が則祐居所だったはずの七条を継承し、貞範流も播磨に独自のルートをもったため、並列状態が続くことになる。そうした意味で則祐流を播磨守護家とはみなせても、

赤松家督と断言できるものではなかったため、白旗城が殊更に伝説化される一方で、室町殿に近侍する勢力との対立が続くことになったのではないか。近世成立の「播備作城記」⁵⁶⁾が白旗城主について、円心―範資―光範とし、義則が永徳元年（一三八一）に光範養子として継承したという記述について、あながち荒唐無稽なものとはいえないのかもしれない。

なおこうした赤松一族の動向は守護家全般の一族内分業の一環としての性格と、足利將軍との個別の結びつきを強調する赤松氏固有の性格という両面から捉えられるべきだが、後考に期してひとまず稿を閉じたい。

- (1) 拙稿「赤松氏の拠点形成―白旗城・法雲寺・宝林寺」(『大手前大学史学研究所紀要』一、二、二〇一八年)・「在京守護期の赤松地区と禅院の諸相」(『ひょうご歴史研究室紀要』三、二〇一八年)。
- (2) 兵藤裕巳校注の岩波文庫版全六巻による。
- (3) 前掲拙稿「赤松氏の拠点形成」三七頁では、事実関係を疑いつつも創建時の言説としたが、円心・則祐のくだりは降らせるべきだった。

- (4) 建武元年二月九日「安部親勝契約状案」(『兵庫県史料編中世八』九条家文書―摂津国所領関係五三。以下『兵庫県史料編』は『中世八』のように記す。
- (5) 『群書類従』二〇所収。
- (6) 建武三年五月一九日「島津忠兼軍忠状案」(『中世九』越前島津家文書六)。
- (7) 建武三年九月一二日「足利尊氏御判御教書」(『中世九』岡山県立博物館所蔵赤松(春日部)文書一)。
- (8) 以下、守護在職については、佐藤進一「室町幕府守護制度の研究」上・下(東京大学出版会、一九八八年)に依る。
- (9) 市沢哲「建武・暦応の西摂津・北摂津合戦」(『新兵庫県の歴史』三、二〇一一年)。
- (10) 暦応二年一〇月九日「島津忠兼軍忠状」(越前島津家文書一九)。
- (11) 『園太暦』同日条。『師守記』同日条は「赤松美作守」とする。
- (12) 山家浩樹「本所所蔵『賢俊僧正日記』について」正月六日条(『東京大学史料編纂所紀要』九、一九九九年)。
- (13) 正月二四日条(『大日本史料』六編一〇、三七六頁)。
- (14) 康永二年八月「海老名景知文書紛失状并具書」(『中世三』京都大学所蔵海老名文書六)。
- (15) (年未詳)正月三〇日「赤松円心書状」(『中世八』離宮八幡宮文書一八。前田徹「赤松円心の花押と関係文書の筆跡」(『塵界』二四、二〇一三年)は、花押

の形状から暦応二年以降に比定する。

- (16) 「学衆方評定引付」四月一〇日条（『相生市史七』引付集九）。以下、引付集七とのみ記す。
- (17) 前田徹「観応の擾乱と赤松則祐」（『塵界』二三、二〇一二年）。以下、前田氏の見解は同論文による。
- (18) 「常楽記」（『群書類従』二九）。
- (19) 『相生市史八上』の文書番号。以下同書所収の文書は煩雑になるため本文中に文書番号のみを記す。
- (20) 河野美術館所蔵文書（『上郡町史二』中世史料編補遺七六九）。
- (21) 『中世二』後藤文書九。
- (22) 『太清録』「摂州医王山広嚴禪寺供養仏寺陞座」（『大日本史料』六一一四、九四〇頁）。
- (23) 『大日本史料』六編一五、一五八頁。
- (24) 『中世七』安国寺文書二。
- (25) 文和元年一〇月日「森本基長軍忠状」（『中世九』北河原氏所蔵文書九）。
- (26) 『園太曆』観応三年一〇月五日条。
- (27) 文和二年二月一三日「足利尊氏感状写」（『中世九』上月文書三）。
- (28) 文和二年三月日「安積盛兼軍忠状」（『姫路市史九』安積文書六）・文和二年五月日「広峯則長軍忠状」（『同』広嶺家文書四三二）。
- (29) 『園太曆』文和二年六月九日条〜七月三〇日条。
- (30) 文和二年七月三〇日「足利尊氏感状写」（『中世九』上月文書四）。
- (31) 文和二年二月一日「安積盛兼軍忠状」（『姫路市史九』安積家文書一（六））。
- (32) 『群書類従』一六所収。
- (33) 『群書類従』一三所収。
- (34) 「播州金華山法雲禪寺語録」（「無規矩」乾、『五山文学新集』三、四二頁）。
- (35) 「続正法論」（『大日本史料』六編三〇、三六頁）。
- (36) 応安元年閏六月一二日「將軍家御教書」（『大日本史料』六編二九、四〇四頁、秋元興朝氏所蔵文書）。
- (37) 『群書類従』二六所収。
- (38) 応安二年一月日「後藤基利軍忠状」（『中世二』後藤文書一七）。
- (39) 「花宮三代記」応安四年八月六日条。
- (40) 「赤松有馬家回向名簿記」（『大日本史料』六編三四、三七二頁）。
- (41) 義則の生年については、『満濟准后日記』応永三四年九月二一日条にみえる七〇歳で死去したという記事を採るのが、高坂好『赤松円心・満祐』（吉川弘文館、一九七〇年）以来の通説である。なお義則母は、「祭明義大姉文」（『峨眉鴉臭集』『五山文学全集』三）に、至徳三年（一二八六）正月一四日が命日で「孝男」として義則の名がみえるが、「長慶華光義公大姉」とあり、前註「赤松有馬家回向名簿記」の「春光院華岳妙清」と異なっているが、事情は不明。あるいは宗派の違いか。
- (42) 「学衆方評定引付」応安六年七月一七日条（引付集

三三三)。他に七々局などひらがな表記は多様だが、本文中では名々局に統一する。

(43) 「高井坊祐尊の一生」(『室町期荘園制の研究』塙書房、二〇一〇年、初出は一九九二年)。

(44) 「祇園執行日記」(『八坂神社記録』一)。

(45) 『師守記』貞治四年六月二七日程。赤松氏の居宅については、松井直人・桃崎有一郎「中世後期京都・京郊における公武寺社の在所一覧表」(桃崎・山田邦和編『室町政権の首府構想と京都』文理閣、二〇一六年)で整理されている。

(46) 「花宮三代記」一二月二七日程。応安七年一二月二五日程は「赤松藏人左近将監」。遙か下った康暦元年一二月二七日のみ「赤松律師跡」と表記されるが、その理由は不詳。

(47) 「学衆方評定引付」永和元年九月三日程(引付集三六)。

(48) 正月二五日「浦上親景書状案」(『学衆方評定引付』永和四年二月八日程所収、引付集三九)。

(49) 『中世四』金石文一金工品、播磨国一一。

(50) 「学衆評定引付」永和三年一〇月二三日・一二月八日程(引付集三八)。

(51) 応安二年(一二三六九)に摂津中島を没落した赤松氏範は、永徳三年(一二三八三)九月四日「赤松義則感状案」(『中世二』清水寺文書一一三)により、播磨清水寺を動員した合戦で討伐されたことがわかる。渡邊大門『赤松氏五代』(ミネルヴァ書房、二〇一二

年)も参照。その際にも、「有馬郡中庄内田地式町」が追善のため、同日付で義則から寄進される(同一一四)とともに、年末詳一〇月二日「法眼真明書状」(同一一六)で「七条殿」からの下地の寄進が京都からあったことが知られる。これが光範に比定できるなら、セツト関係の終見史料となる。

(52) 「明德記」(『群書類従』二〇所収)。

(53) 『迎陽記』五月九日程に伊豆入道(顕則)・二〇日程に総州禅門(義則)。伊豆入道の比定は、山田徹「赤松春日部家の系譜」(『十六世紀史論叢』三、二〇一四年)に従う。

(54) 「喜多野天用性公居士三十三年拈香」(『五山文学新集五』「翠竹真如集」所収)。ただし春王丸がいたのはここで述べられる白旗城ではない可能性が高いことは、前掲拙稿「赤松氏の拠点形成」で論じた。

桃崎有一郎「足利義満の首府『北山殿』の理念的位置」(前掲『室町政権の首府構想と京都』所収)も参照。

(55) 『東寺廿一口方評定引付』応永九年四月一二日程。

(56) 『ひょうご歴史研究室紀要』二、二〇一七年に翻刻。

(57) 前者については、山田徹「南北朝期の守護在京」(『日本史研究』五三四、二〇〇七年)、後者については、森茂暁「赤松持貞小考」(『福岡大学人文論叢』三三一―一、二〇〇一年)参照。